

平成20年度
文部科学省 障害学生受入促進研究委託事業
実績報告書

平成21年5月26日
独立行政法人日本学生支援機構

はじめに

平成20年度文部科学省障害学生受入促進研究委託事業は、文部科学省が障害のある生徒の進学
の促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究を委嘱し、その結果等に基づく情報提供や効
果的な取組の普及に努めることにより、大学等における障害のある学生の受入促進、支援を図ろうと
するものであり、平成20年9月9日付けで行われた公募に独立行政法人日本学生支援機構（以下、
「機構」という。）が応募し採択されたため、実施した事業である。

事業内容は大別して、機構が行う教育委員会等へのアンケート調査及び訪問調査と、再委託先であ
る障害学生に対する支援実績のある7大学が行う調査研究事業がある。

1 機構の業務について

42都府県教育庁及び17政令指定都市教育委員会の高等教育担当課及び特別支援教育担当課に
対し、アンケート調査を実施した。

また5道県教育庁及び全国高等学校長協会、全国特別支援学校長会を訪問し、大学における障害学
生支援の現状について、「平成19年度障害学生修学支援に関する実態調査結果」「改定 障害学生修
学支援メニュー」等、機構が作成した資料に基づき説明を行うとともに、障害のある生徒に対する支
援や指導の現状について意見交換を行った。

2 再委託について

本調査研究事業における障害学生の受入促進、支援を図るとい事業目的のためには、「高大連携」
の在り方に関する調査研究を行い、その成果を広く全国的に情報提供や効果的な取組の普及を行うこ
とが求められる。そのためには、障害学生が複数名在籍し支援実績がある大学で、その特性（国立大
学法人と私立大学、総合大学と単科大学、地域性など）を考慮しつつ、それぞれの大学の取組方針を
踏まえ、多角度から研究し集約することが重要となる。

今回再委託したのは、宮城教育大学、筑波大学、東京大学、富山大学、同志社大学、関西学院大学
及び広島大学の「障害学生修学支援ネットワーク事業」における拠点校や拠点校に匹敵する支援実績
のある7大学である。

これらの大学には障害学生が多く在籍し、支援の体制が整えられ、授業保障等をはじめとする支援
の実績があり、地域の大学への助言や研究事業が実施されるなど、障害学生を支援するノウハウや研
究成果が蓄積されている。更に、様々な課題を抱える中で障害学生の受入促進という課題に対応して
いくためには、高校と大学の連携が極めて重要であるという認識を持ち、障害のある高校生向けの独
自の事業を行うなど、積極的に「障害のある学生の受け入れの促進」「障害のある学生が利用しやす
い大学環境」を目指し取組を進めている。

以上のことから、高大連携の在り方について、在学する障害学生への支援実績を踏まえた調査研究を進めることができ、大きな研究成果を得ることを期待できるこれらの大学に、再委託したところである。

なお、各大学への委託研究業務の概要については以下のとおりであり、研究成果については各大学から提出された報告書のとおりである。

（宮城教育大学）

- ・ 障害のある生徒の進学への促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究

大学が障害のある学生に対する支援を行う際、高校側が障害のある生徒にどのような進路指導をしているのか、大学にどのような支援体制があれば進路指導において進学を勧め得るのかといった内容について、東北地区及び関東地区の高校に対するアンケート調査や他大学の受け入れ等の実態の現状把握と共に、設備等の充実している大学への実地調査を通じて研究を行う。

（筑波大学）

- ・ 大学における障害学生支援と高校段階での支援・指導との連続性に関わる調査研究

大学で支援を受けている身体障害学生について、高校及び大学での支援の実態に関する調査研究を行い、高大連携による障害学生支援プログラムを作成するための基礎資料を得るとともに、先進的な事例を収集する。

具体的には、以下の2研究を行う。

研究1：視覚障害学生が大学で学修するために不可欠なIT技術について、高校段階での指導と大学での指導の実態を調査し、高校・大学での指導の階層性・連続性を考察する。

研究2：大学で支援を受けている聴覚障害学生・運動障害学生について、大学での支援と高校段階での支援の実態および、障害当事者のニーズの自覚の変化について調査し、高校・大学の支援の階層性・連続性を考察する。

調査方法は、研究1、研究2ともに、質問紙による調査と、半構造化面接調査を実施する。また、特に先進的・意欲的な実践については、訪問調査による事例研究を行う。

（東京大学）

- ・ 障害のある学生への高等教育における合理的配慮の妥当性に関する研究

大学入試に伴う配慮提供の可否を協議する場面で、配慮を要求する学生側と、提供する高等教育機関の側に見解の相違があり、学生にとって本当に必要な配慮が認められにくい現状がある。この問題に対応するため、合理性に基づいた配慮の提供範囲に関する合意形成のためのコミュニケーションに必要となる要素を明確にしておく必要がある。このことから、高校生本人の開示に基づく障害に応じた配慮要望（ニーズ）の把握、ニーズの合理性・妥当性に関する客観的評価、配慮を提供する大学教員側のニーズの捉え方、の3点から実証的に検証し、合理的配慮提供の背景にある障害のある高校生と、入試を中心とした大学での配慮提供の可否を判断する大学教員側との合意形成を支援するモデルを提案する。

(富山大学)

- ・高機能発達障害学生が望む高大連携の在り方と大学の受入体制に関する実証的研究

高機能発達障害生徒の進学を促進・支援するために、高大連携、大学における受け入れ体制などにおいて何が求められるかを明らかにする。現在、大学に在籍し、実際に支援を受けている高機能発達障害学生へのインタビュー調査を行い、大学進学に関する支援のニーズについての探索的・質的分析を行う。

(同志社大学)

- ・大学での講義保障体験の有無による進学意欲の影響に関する比較調査

本学受験を一定考慮する主として聴覚障害を有する高校生(予備校生を含む)、進路指導教員および父母を対象に、同大学の「障がい学生支援制度」を援用し、志望する学部・学科の基礎教養科目の講義保障を体験してもらう。

この体験の有無による進学意欲や大学進学の促進に関する影響・効果を、体験者へのヒアリングやアンケート調査を通じて行い、客観的に分析・評価する。

(関西学院大学)

- ・障害のある生徒の進学の促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究

これまでに障害学生を受け入れる過程で、高校での修学支援の現状を把握するとともに、高校と大学との連携が必要と思われるケースが少なからずあった。このことから、アンケートやヒアリングを通じて高大連携の可能性を検討する。さらに、調査結果にもとづいて、大学の入試広報や受験時の情報提供や支援の在り方等の改善点についても具体的に検討する。

(広島大学)

- ・中等教育と高等教育を滑らかにつなぐ最適な評価方法とユニバーサルな教育・情報支援の研究

中等教育、高等教育双方で、障害学生が在籍しない状況でも、支援の取組が継承される土壌をつくるため、特別支援学校および県教委等中等教育機関と本学の間で学生学習補助者派遣、セミナー開催等による学生・教職員の人材交流・情報交換を行い、これらの成果を踏まえて入学者選抜方法の多様化と最適な評価方法の課題分析の実施や情報サイトを開設するなど、「知る」システムの構築を図り、中等教育と高等教育を滑らかにつなぐ、継続性ある最適な評価方法とユニバーサルな教育・情報支援の研究を行う。

機構が行った調査の結果について

1 調査結果概要

全国47都道府県及び17政令指定都市教育委員会（以下、「全国の教育委員会等」という。）の高等教育担当課及び特別支援教育担当課に対し、アンケート調査（【様式】）もしくは訪問調査を実施し、調査対象64件に対し全件からの回答を得た。以下は、全国の教育委員会等が把握している各高等学校及び特別支援学校における障害のある生徒に対する指導と支援の現状についての調査結果概要である。

（1） 障害のある生徒数についての調査・把握状況

調査対象である全国の教育委員会等64件のうち、高等学校及び特別支援学校高等部における障害のある（学校教育法施行令第22条の3に掲げる障害の程度）生徒数を調査・把握しているのは13件で、全体の20.3%に当たる。また、発達障害のある生徒数を調査・把握しているのは22件で、全体の34.4%に当たる。

（2） 障害のある生徒に対する支援について

上記（1）で障害のある生徒数及び発達障害のある生徒数を調査・把握していると回答のあった35件のうち、具体的な支援方法に関するマニュアルがあると回答したのは6件（17.1%）であった。独自のマニュアルを持たないところでは、高等学校からの問い合わせに対して、既存のマニュアルを紹介する、特別支援学校の協力を求めるなどの対応が行われている。

（3） 進路指導について

上記（1）で障害のある生徒数及び発達障害のある生徒数を調査・把握していると回答のあった35件のうち、障害のある生徒の大学等への進学数について調査・把握しているのは6件（17.1%）であった。

（4） 高等学校（特別支援学校高等部を含む）と大学等との違いについて

全国の教育委員会等64件のうち、大学等において行われている障害のある学生に対する支援に関する教員の理解度についての質問に対し、「ほとんど理解していないと思う」、「理解は十分ではないと思う」と回答したのは、高等学校教員については55件（85.9%）、特別支援学校教員については36件（56.3%）となっており、高等学校及び特別支援学校の教員の、大学等において行われている障害のある学生に対する支援への理解は十分ではないとの結果であった。

また、オープンキャンパスへの参加等、大学等で学ぶことに伴う困難をあらかじめ把握するような指導が行われていると回答があったのは、高等学校教員については34件（53.1%）、特別支援学校教員については25件（39.1%）であった。

学校教育法施行令 第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1. 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

2 障害のある生徒に対する支援の取組について

訪問調査においては、各教育委員会等の特別支援教育に関する取組について聴取できた。

(1) 研修について

- ・特別支援教育コーディネーター研修会を年に2日間開催。教育再生会議委員・教育ジャーナリストの講演（特別支援教育とは何かについて、非行学生と発達障害との関係を踏まえながら、生徒指導上の課題の背景から話してもらった。）
- ・初任研修、10年研修に特別支援教育のコマを設け、管理職研修では、小・中・高の全員を対象として講義を設けている。
- ・在籍している生徒の障害種別に応じた研修と、発達障害について教育委員会の者が県内の高校を巡回している研修の2パターンを実施している。

(2) 支援体制について

- ・医者、臨床心理士、コーディネーターによるチームが小・中・高からの要請に基づき巡回し、生徒の実態に合わせたサポートを実施。現場の教員だけで悩まないような体制を組織している。
- ・点字やノートテイクなどのニーズがあった場合、最寄の自治体の住民サービスにボランティア等の派遣を依頼している。

(3) マニュアルについて

- ・特別支援教育課が、発達障害のある生徒の支援のためのパンフレット(CD/DVD形式)を作成し、特別支援学校だけでなく高等学校でも活用している。個別の支援計画や指導計画の幼稚園から高

校までの様式例も全部入れている。

(4) 特別支援学校のセンター的機能について

- ・パートナー・ティーチャー派遣事業（要請のあった幼・小・中・高校に特別支援学校の先生を派遣し、障害のある生徒を担当する教員に対して指導の仕方などについて助言を行う。）
- ・特別支援学校が提供できる小冊子、指導方法のマニュアルを提示している。相談があった場合は様々な文献から必要に応じて相談事例を探して提供している。

3 教育委員会等が公開しているデータ・支援マニュアルの例

<長野県>

「平成20年度 高等学校における発達障害に関する実態調査の結果について」

http://www.pref.nagano.jp/kenkyoi/teireikai/882/882_06.pdf

「特別支援教育シリーズ第3集 高等学校における特別支援教育」

<http://www.pref.nagano.jp/kenkyoi/jouhou/gakkou/jiritsu/serizu/index.htm>

<大阪府>

「府立高等学校に学んでいる 障がいのある生徒の指導とサポートのために」

<http://www.pref.osaka.jp/kyoishinko/kotogakko/seitosidou/shogai/shogai.htm>

4 調査結果詳細

(1) 障害のある生徒数について(図 参照)

高等学校(特別支援学校高等部を含む)において、学校教育法施行令第22条の3に掲げる障害の程度の生徒数について

- (ア)教育委員会として調査、把握している.....13
- (イ)各高等学校が把握している.....36
- (ウ)その他.....15

について調査、把握している場合について

- (ア)データを公表できる..... 0
- (イ)データを公表できない.....13

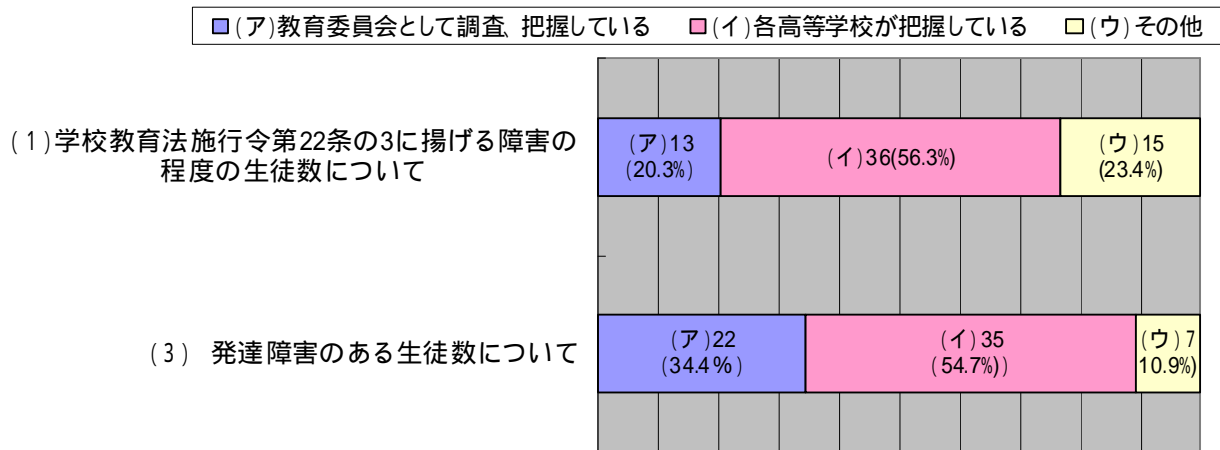
高等学校(特別支援学校高等部を含む)において、発達障害のある生徒数について

- (ア)教育委員会として調査、把握している.....22
- (イ)各高等学校が把握している.....35
- (ウ)その他..... 7

について調査している場合について

- (ア)データを公表できる..... 4
- (イ)データを公表できない.....18

障害のある生徒数について(図)



(ウ)その他～「調査していない」「調査はしていないが
高校入試時の措置申請を調べれば把握はできる」等

(2) 障害のある生徒の支援について

(1)の または について生徒数を調査、把握している場合、教育委員会が高等学校(特別支援学校高等部を含む)に対して行っている具体的な支援方法に関するマニュアルはありますか。

- (ア)ある..... 6
- (イ)ない.....27

上記マニュアルがある場合について

(ア) マニュアルを公表できる..... 6

(イ) マニュアルを公表できない..... 0

高等学校（特別支援学校高等部を除く）において、どのような支援が行われていますか。またその主たる支援者はだれですか。（表・図・参照）

高等学校（特別支援学校高等部を除く）における支援（障害種別）（表）

（単位：件数）

	視覚	聴覚	肢体 不自由	内部	発達	その他	計
点訳・墨訳	5	0	0	0	0	0	5
教材のテキストデータ化	1	2	0	0	0	0	3
教材の拡大	9	1	3	0	1	0	14
ガイドヘルプ	0	0	2	0	1	0	3
リーディングサービス	0	1	0	0	0	0	1
手話通訳	0	1	0	0	0	0	1
ノートテイク	1	4	5	1	1	0	12
パソコン要約筆記	0	2	1	1	0	0	4
試験時間延長・別室受験	5	3	9	2	1	3	23
解答方法配慮	3	1	5	1	2	1	13
パソコンの持込許可	0	1	3	0	0	0	4
注意事項等文書伝達	1	6	0	0	4	1	12
使用教室配慮	3	0	17	1	2	1	24
実技・実習配慮	6	4	17	9	4	1	41
教室内座席配慮	14	14	15	4	5	2	54
ビデオ教材字幕付け	1	1	0	0	0	0	2
FM 補聴器・マイク使用	0	7	0	0	0	0	7
専用机・イス・スペース確保	0	0	13	0	0	0	13
チューター又はティーチング・アシスタントの活用	2	2	4	2	1	1	12
計	51	50	94	21	22	10	

高等学校（特別支援学校高等部を除く）における支援（支援者別）(表)

(複数回答を含む回答数)

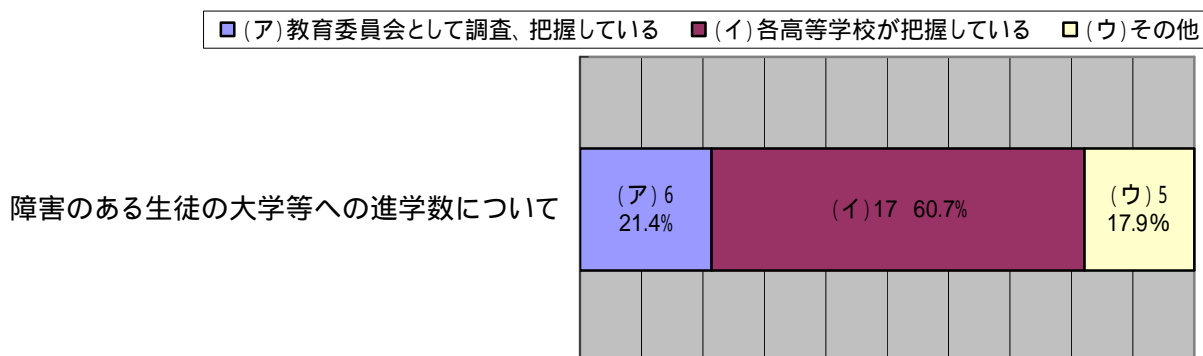
教員	職員	生徒	保護者	外部ボランティア	その他	不明	計
187	6	7	2	5	1	0	208

(3) 進路指導について

(1)の または について生徒数を調査、把握している場合、障害のある生徒の大学等への進学数について(図 参照)

- (ア)教育委員会として調査、把握している..... 6
 - (イ)各高等学校が把握している.....17
 - (ウ)その他..... 5
- について調査、把握している場合について
- (ア)データを公表できる..... 2
 - (イ)データを公表できない..... 4

障害のある生徒の進路について(図)



(4) 高等学校（特別支援学校高等部を含む）と大学等との違いについて

教員は、大学等において別添様式に示す支援が行われていることを理解していると思いますか。(図 参照)

高等学校教員

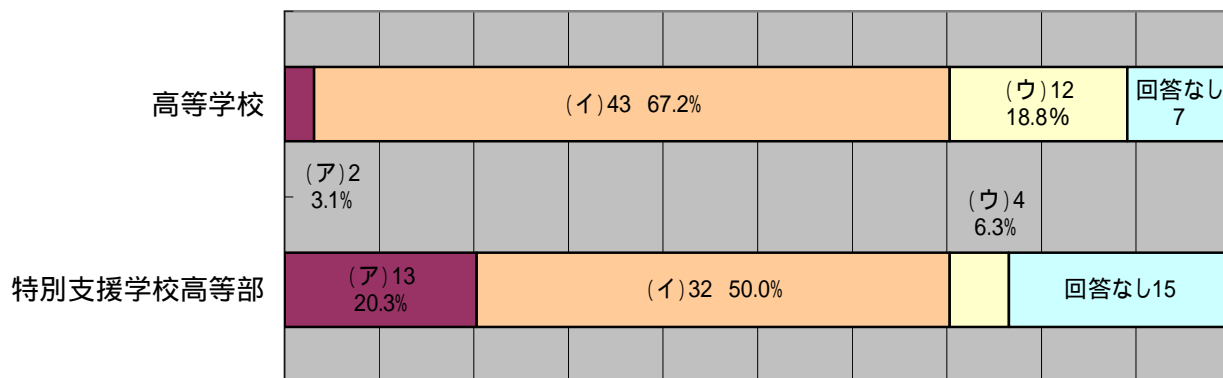
- (ア)多くの教員は理解していると思う..... 2
- (イ)理解は十分ではないと思う.....43
- (ウ)ほとんど理解してないと思う.....12
- 回答なし..... 7

特別支援学校高等部教員

- (ア)多くの教員は理解していると思う.....13
- (イ)理解は十分ではないと思う.....32
- (ウ)ほとんど理解してないと思う..... 4
- 回答なし.....15

高等学校（特別支援学校高等部を含む）と大学等との違いについて（図）

■(ア)多くの教員は理解していると思う □(イ)理解は十分ではないと思う □(ウ)ほとんど理解してないと思う □回答なし



大学等におけるオープンキャンパスへの参加等により、大学等で学ぶことに伴う困難をあらかじめ把握するような指導が行われていると感じますか。（図 参照）

高等学校教員

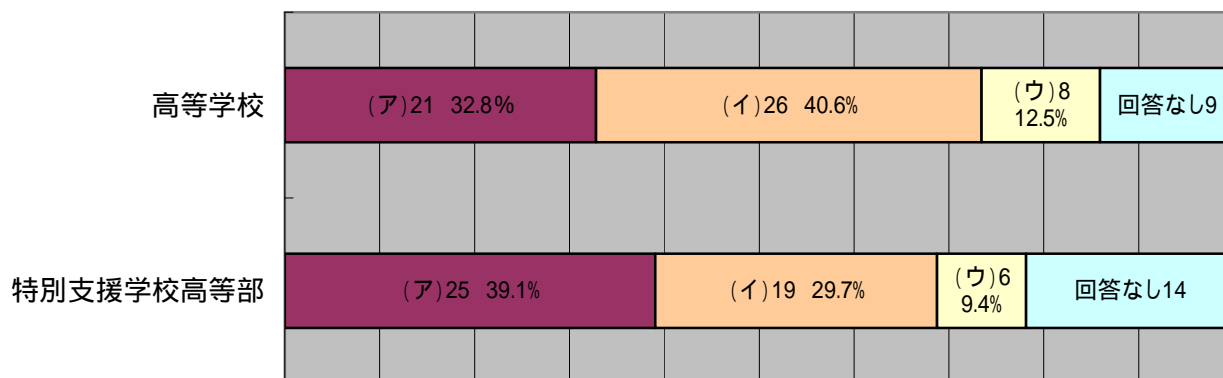
- (ア)多くは行われていると思う.....21
- (イ)指導は十分ではないと思う.....26
- (ウ)ほとんど行われてないと思う..... 8
- 回答なし..... 9

特別支援学校高等部教員

- (ア)多くは行われていると思う.....25
- (イ)指導は十分ではないと思う.....19
- (ウ)ほとんど行われてないと思う..... 6
- 回答なし.....14

オープンキャンパスへの参加等（大学で学ぶことに伴う困難の把握）の進路指導について(図)

■(ア)多くは行われていると思う □(イ)指導は十分ではないと思う □(ウ)ほとんど行われてないと思う □回答なし



(5) その他

大学等における支援の内容に関する資料を校長会で配布することは可能でしょうか。

(ア) 可能.....57

(イ) 困難..... 2

特別支援教育のスタートより2年間に感じる変化について

【高等学校】

(ア) 校内支援体制の整備・構築が進んできている。

- ・特別支援教育コーディネーターの指名率や校内委員会設置率が高まり、100%の自治体も増えている。
- ・特別支援教育コーディネーター研修や特別支援教育コーディネーター会議が定期的に行われている。
- ・在籍する生徒の実態を各高校が把握するようになってきた。
- ・リーフレット、教員研修の手引き、支援方法マニュアルの作成が進んできている。

(イ) 外部機関や専門家との連携、協力体制が進んできている。

- ・巡回支援員の派遣を要請したり、特別支援学校のセンター的機能の活用が進んできている。
- ・専門家チームの派遣により指導に関する助言を受けている。

(ウ) 教職員の意識に変化が見られる。

- ・特別支援教育に関する研修への参加や校内自主研修が広まってきている。
- ・特別支援学校に対して指導助言を要請する事例が増えている。
- ・支援の必要な生徒に対する関心が高まっている。
- ・「困った生徒」という教員側から見た捉え方から、「困っている生徒」という生徒の側に立った見方をする「教員の意識改革」が少しずつ進んできている。

(エ) 支援の具体的な事例

- ・肢体不自由の生徒に対して生活介助支援を実施した。
- ・発達障害のある生徒の大学進学後に、高校と大学が連携して移行支援を行った。
- ・生徒の実態を把握する中で、特に定時制では特別支援を必要とする生徒が多く在籍していることを再認識した。

【特別支援学校高等部】

(ア) 支援体制や教職員の意識に変化が見られる

- ・要請に応じてセンター的機能の充実が図られている。
- ・教員の特別支援教育の専門性の向上が見られる。
- ・保護者の特別支援教育への関心の高まりが感じられる。
- ・中学校や保護者の理解が進み高等部（特に知的障害）への進学選択が増加、中学校の通常の学級から入学する生徒が増えている。
- ・高等学校に入学したものの進級や学習でつまずき、特別支援学校への転学を検討するケースがある。
- ・技術専門校等への進路選択についての相談が増えている。
- ・個別の教育支援計画を作成、一人一人のニーズに応じた支援を進めている。
- ・新規事業として就労支援・職業教育の推進に取り組んでいる。

- ・学校と関係機関が連携しながら支援に取り組む意識が高まってきた。
- ・就労サポーターや外部講師の活用を図り、職業教育、進路指導の充実に努めている。
- ・幼児・児童・生徒の様々な実態に応じた支援ができる仕組みが構築されてきた。
- ・卒業後の移行支援について、これまで以上に保護者や関係機関等を交えた支援会議の充実に
図るなど、自立と社会参加の推進を行っている。
- ・養護学校を総合制・地域制総合養護学校に再編するなどの取り組みを推進しており、着実に
成果が出ている。
- ・多様な形態による就労支援の取組みが進んだ。

(イ) 特別支援学校に求められる機能の変化

- ・多様な生徒の入学に伴い、対応についても従来の考えから転換を求められる中、高大連携に
ついて必要性が増えている。
- ・重度重複化と発達障害及び軽度の知的障害のある生徒が増えている。
- ・新たに特別支援教育の対象となった生徒についての教育相談が増えている。
- ・センター的機能として各高校への助言や研修協力依頼の回数が増えている。
- ・中学校から入学する障害の程度が比較的軽い生徒と、中学部から進学する比較的障害の重い
生徒が在籍するため、教育的ニーズが多様化している。

今後の課題

【高等学校】

- ・卒業後の就職が非常に難しい現実がある中、障害者雇用を含めた進路指導。
- ・適切な指導・支援を継続するための中学校との連携。
- ・個人情報保護に配慮した接続や連携を積極的に図ること。
- ・一人一人の卒業後の生活を見据え、必要に応じて医療・福祉・労働等関係機関との連携を図
りながら、教育相談や進路指導等の充実に図ること。
- ・希望に応じてカウンセリング中心に対応するための十分な時間の確保。
- ・障がいのある生徒の高等学校での受入に対応できる、入試の考え方やシステムの変化。

【特別支援学校】

- ・進路指導（大学への進学者が少ないため高等部教員の意識、理解が低い）。
- ・卒業後の就職が非常に難しい現実がある中、障害者雇用を含めた進路指導。
- ・軽度知的障害のある生徒数の急増に対応できる、就労支援システムの確立等、職業教育の充
実。
- ・近年の産業構造の変化に伴う障害のある人たちの就労先の変化に対応する進路指導。
- ・個別の移行支援計画の内容充実と、共生社会の形成を目指した交流及び共同学習の在り方の
検討。
- ・高等部進学希望者全員の受入（進学希望者の増大で生徒全員の受け入れが困難な状態になっ
てきている）。
- ・新たに支援の対象となった、高等学校に在籍する思春期の生徒への指導の在り方。
- ・在学中に積み重ねた情報の引継ぎ（家庭、進学先、労働、福祉の関係機関等）。
- ・高等部入学者の障害の多様化に対応する教育課程の編成。
- ・発達障害のある生徒の実態やニーズに応じた支援の専門性の向上。

- ・生徒の増加による教室不足の解消。
- ・新学習指導要領に基づく教育の充実。
- ・校内支援体制の一層の整備（障害の重度・重複化、多様化に従って生活行動上、様々な課題のある生徒が急増、個別の実態やニーズをきめ細かく把握できる体制が必要）。
- ・就労支援及び生活支援に対する関係機関等の連携体制の整備。
- ・個別の移行支援計画を活用した高大連携の充実。
- ・早い段階からの進路指導、職業教育の充実。
- ・高等学校との交流及び共同学習の推進。